

平成 23 年度第 3 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会  
平成 23 年度第 5 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会  
議事要旨

1 日 時 平成 23 年 8 月 9 日 ( 火 ) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分

2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室

3 出席委員

(1) 外部検討委員会 ( 五十音順 )

小田委員、坂本委員、松岡委員、三角委員

(2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、久保人事課長、  
秋元財政課長、乾教育政策課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、  
森岡保育課長、小西学童保育課長

4 傍聴者 1 名

5 案 件

(1) 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書 ( 案 ) について

(2) その他

6 発言要旨

委員長： それでは、定刻前でございますが、各委員の皆さまお揃いですので、  
また、傍聴の方も、今のところ、いらっしゃらないので、ただ今より、  
第 3 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ます。

この会議につきましても、公開という原則は適用されます。

本日の予定終了時刻は、正午ですので、ご協力のほど、よろしく願  
いいたします。

早速、会議次第に沿って、議事を進めさせていただきます。

前回の委員会において、大きく 2 点、財政的效果と「おわりに」の部  
分について、修正の検討をするという結論が得られました。

そして、各委員から具体的な修正等のご意見・ご提案等がありました

ら、事前に事務局へ提出していただくよう、お願いをしておりました。

各委員からいただきました、ご意見・ご提案等について、事務局の方で集約をしていただいて、報告書(案)を修正し、まとめていただいておりますので、どういう点がどのように修正されているのか、事務局から資料に基づき、説明をお願いしたいと思います。

事務局：【報告書(案)の修正を説明】

委員長： ただ今、事務局から、各委員からいただいたご意見・ご提案等に基づいて、報告書(案)を修正した内容について、説明がありました。

修正した報告書(案)をご確認いただき、このような修正で良いか、この場において、検討していきたいと思えます。進め方としては、いかがいたしましょうか。

前回の結論では、財政効果の部分と「おわりに」の部分について、主に修正箇所があるということでしたが、全般に渡って文言の整理をしていただいておりますし、予定では、今回が最後の報告書(案)に関する議論ですので、頁を追って網掛けの修正箇所について逐一確認して進めていくということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、報告書(案)の1頁の2箇所の説明ですが、最初の「茨木市では」というのは形式的な修正ですので、ご異論はないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 1頁、下の方の「効果的・効率的な」という追加修正ですが、これは基本方針の表現に合わせたということですので、特に問題はないかと思えますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 2頁目に3箇所ございますが、表現上の流れを考えた修正かと思えます。実質的な内容の修正を伴うものではございませんので、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、4頁につきまして、第三章の1の最後の網掛け部分の修正ですが、この点はいかがでしょう。ほぼ同じ趣旨の文言ですが、最後の末尾を「図っております」という表現に変えております。

各委員： 異議なし。

委員長： 5・6頁も形式的な修正です。そして、7・8頁のところに財政的效果、ここは一つ修正がございました。

8頁の表現ですが、資料1では項番の4番の修正意見に対して庁内で

検討していただいた結果、こういう表現に落ち着いたという改訂案でございます。これは、実は私が提出した意見で、意見を出した趣旨は、一箇所平均で8,800万の節減効果があり、それを数年度に渡って合計して7億という数字が出るのは、その数字の意味が十分に説明されないと誤解を招く可能性があるので、7億という数字は出さずに、1箇所平均の数字だけにして、その代わりに、節減されたといっても、サービスの受け手が受け取った公的なサービスが減ったということではない。市税による財源の代わりに、国や府の負担金が入ってきたということで、何も受け取るサービス量が減るわけではないという意味合いが出るのではないかと趣旨で提出した意見です。それを市の方で検討していただきまして、現在の案の表現になったわけです。「国費からの財源を有効に活用することができるなど」という表現を新たに加えていただき、かつ節減効果を8,800万円としたものです。

私は、異論ございませんが、外部委員さんは、この修正についてどのようにお考えでしょうか。

A委員： これ結構なんですけど、私がもし書くとすれば、前半の部分ですが、「平均8,800万円の費用効果がありました」と書くのではないかと思います。下側は当然「さらに、市の一般財源節減分は」という形かなと思います。

委員長： いかがでしょうか。

ここは、庁内委員会で議論があったのではないかと思いますけど、ただ今のご提案の修正案についてはいかがでしょうか、節減か費用効果か。

A委員： 節減効果というより、少し、費用効果という形の方が良いかなと思いますので。

委員長： 市の一般財源は、節減されていますが、それに変わる財源も入りますので、より有効に市税を使っていくという意味合いで、費用効果ということですね。

それでは、最終的に発表前にもう一度庁内委員会で再チェックしていただけたと思いますけれども、その際もう一度ご確認いただきたいと思っております。

それでは、次の9頁の後段の4箇所ですが、これについても形式的な修正ですので、ご異論はございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、11頁、移管条件のところ、冒頭に「移管条件については」という形式的な修正ですので、特にご異論はございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 18頁の下から3分の1のところ、移管先法人からの意見のところ、最低基準を具体的にカッコ書きで追加するというものですが、それについてはどうですか。

B委員： この年間2回以上というところについて、やはり子どもを日々、責任を持って預かる体制として、嘱託医との連携というのは、本当に普段から関係作りをしているところです。年間3回と書いてあるところを、あえて2回という数字を出すのがいいのかどうか。子どもの命の安心・安全を考えると、明記する必要があるのかなと思いました。

委員長： いかがでしょうか。

条件は年3回というところを法定の最低基準の2回というのを出した方が、より表現としては具体的になるという趣旨の提案かと思いますが、意味合いが、いかにも節減するというニュアンスが強くなるのではないかというご指摘でございます。

最低基準が何回かと書いている方が親切だとは思いますが、その基準をここに追記する必要はないのでしょうか。

A委員： 最低基準なりで定められているものですよね。別に入っているものの問題も無いところですよ。これは児童福祉施設最低基準ですよ。分かりやすくするということですので。

河井部長： 児童福祉施設最低基準です。確かに、法人からいただいているご意見そのものにはこの文言は入ってございません。ですから、本来、仮書きで、仮にいうとすれば、これはいれてはいけない話にはなるのですが、こういうご意見をいただいているというふうに、ここに書いたものを、あまり詳しくない方が読まれた場合に、最低基準って何なのだろうなということで、ご理解いただきにくい点があれば、備考的に、ここに書いておく方が親切ではないかなという趣旨で、入れさせていただいた次第なので、厳密に言えば法人さんの意見としては入っていないということではあります。

委員長： 読まれる方の便宜という趣旨ですけれども、それ以上の意味を持ってしまうのではないかというご懸念ですよ。

C委員： 法人から、報告書としては文書に入っていないかもしれないですが、各園の意見としては、これは必ず我々の中では出てくるので、なぜ3回しなければならぬのかというのはあります。

義務づけられるというのが 法人によって3回でも4回でも良いのだろうと思いますが、市から3回しなさいと言われる義務はないだろうと思います。

委員長： 最低基準の具体的内容を補足したというご理解で修正案の括弧書きが

入っているということではいかがでしょうか。

ご懸念はあるかと思いますが、あくまでも、修正された趣旨は読む方の便宜、わざわざ最低基準が何回だったかというのを六法全書などで調べなくてもいいようにという趣旨だと考えてみてはいかがでしょうか。

やはり、それでも問題はありますでしょうか。

B委員： はい。結構です。

委員長： ありがとうございます。

あくまでも、この修正は、児童福祉法などを見なくても良いように、親切のために、最低基準の内容を念のために加えたという理解でこの最終提案のとおりということにさせていただきたいと思います。

A委員： 最低基準だけではなくて、児童福祉施設最低基準と正確に書いてください。

森岡課長： その上の段に、各種健康診断のところに書いてあります。

A委員： 児童福祉施設最低基準と書いているから、二つ目となる文言を「最低基準」に省略されたのですか。

事務局： はい。

A委員： 他にそういう言葉は出てこないですか。

委員長： 出てきますね。17頁の1行目とか。

A委員： 児童福祉施設最低基準と出てきますね。

C委員： これは、民間からの報告書として出てないということであれば、載せていいのかなとちょっと疑問に思います。

委員長： 印にして、次の行に年2回以上と書いておいたら良いのではないのでしょうか。

河井部長： 文章の中に入れるのではなく、印で少しポイント小さくして補足させていただくような形、5頁の表の印よりかはちょっと小さい感じで。

委員長： そこは全体の整合性を考えていただいて、「最低基準遵守ぐらいで」という原案のままにして、最低基準の次に印をしていただいて、行を改めて「年2回以上」というのを加えてはいかがでしょうか。

そうすると、修正に伴う影響・波及は少なく済むと思いますけれども。

事務局： はい。

委員長： それでは、そのような形でお願いいたします。

それから21頁、第5章の2行目に「評価してきた」という表現がありますが、これも形式的な整理ということで、ご理解いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： そして、24 頁の「おわりに」のところに修正がございます。

資料 1 の中では項番が 7 番から 12 番までです。

これは、主に私が提出したコメントでありますけれども、最初の「この度の」というのは、文章のつながり、いきなり民営化というより、今まで報告書の中で議論してきた最後の部分ですので、「この民営化に関しては」という言葉を入れてはどうかという主旨です。

それから、「移管先法人・保護者の努力のもと、利用者をはじめとする皆さまに、」事業の趣旨をご理解いただいているという追加意見がありました。

そして、1 段落目の最後に総括的にと入れたのは私でして、評価基準が第 2 章に 3 つ示されていますが、それとはまた別の位置付けでアンケートも評価の対象に加えようというのが、3 頁の評価方法、視点と対象の部分で、・・・の 3 つの評価基準を当てはめてみて、評価の作業を行って、3 頁の最後のところに、「そして、最後にアンケート結果に基づく評価も行う」というふうに、・・・の評価と別のものとして、一応、アンケート結果の位置付けがなされています。

・・・の評価を行うのは、24 頁の「おわりに」の第二段落からということになりますので、全体的な概括評価を最初に「おわりに」の部分では置いたという位置付けとするために修正を提案したものです。

第 1 段落の修正についてはいかがでしょうか。

大きい修正は、ご理解をいただいているという関係者を具体的に列記したということでございますが。

C 委員： 本当に、利用者も保育者も頑張ったと思うのです。それで評価が上がったのだらうと思うので、是非載せていただきたいなと思っております。

各委員： 結構です。

委員長： では、第 1 段落については、この修正案でということになりました。

第 2 段落の冒頭の部分ですね、評価基準をはっきりさせるという趣旨での修正が第 2 段落の冒頭に繰り返されております、その点はいかがでしょう。文章の意味をはっきりとさせるということで、修正によって、どういう影響があるかということ考えたものではありません。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、3 段落目に移らせていただきます。

最後の部分に「法人運営基盤を強化する効果もあった」という表現が提案されております。

資料 1 では 11 番目、原案では「保育士の雇用機会の創出等の効果」

という、合理的な効果が指摘されておりましたが、それも含んで全般的に法人運営の基盤の強化という、非常に範囲の広い表現に改めるという趣旨の提案をいただきました。

ご提案に基づく修正案でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次の段落ですが、「また、こうした効果を生む上で」という部分ですが、文章の整理はただ理屈だけ、どの部分についての表現・表記であるかということで、3段落目が実質的な民営化の効果として「また、」以下は、移管の条件などの民営化の手法に関する記述に限定するという趣旨から行った修正案です。

1点付け加えますと、原案では、この部分については「保護者満足度も高く」という表現だったのですが、アンケート調査の第5章を見ると非常に高い割合で満足していただいているのですが、このアンケートの中には出てきませんけれども、いくつかの民営化の手法については、一定の課題の指摘がありましたので、例えば、市内の法人に限るとか、あるいは、移管先法人を決定するときのプロセスについては、指摘がありますので、あまりそこまで断定的な保護者満足度を記述するというのはどうかという、それだけのことなのですけれども、私も自信をもって提案しているわけではありますので、ご議論いただきたいと思います。

全体として、読んでいただいて、「おわりに」の文章の修正が多少ありますので、流れとして、適当であるか、ご確認いただきたいと思います。25頁以降については、巻末資料になりますので、特段、修正はありません。

全体を通しまして、文章整理のため、文言修正した部分もございまして、そういう観点からの修正漏れなど、全体的にもう一度、ご覧いただきたいと思います。

A委員： 「保護者満足度も高く」という文言を記述した方がいいのか、これでいいのか、どちらがよろしいのでしょうかね。

委員長： 全体として、民営化後の保育所のサービスの内容については、高い満足度がアンケートから類推できると思いますが、この4段落目は民営化の手法について、保護者満足度は高いかどうかですね、それもアンケート調査から言えるかどうかですけれども、ここには、保護者だけでなく、事業者からも、いくつか指摘もあったわけですので、断定してしまうのはどうかという気がいたしました。ご議論いただきたくあえて提起したものです。

保護者満足度については、24頁の第1段落の総括的な評価のところ

で示していますので、第4段落の民営化の手法そのものに着目すると、この修正案でいいのではないかという気もしますけれど。

A委員： わかりました。

委員長： 仮にですが、この後、もし、民営化を引き続き行うようなときに、評価報告書で、今回とった手法の満足度が高いと評価すると、あまり民営化の手法を変えられない懸念が、あえて言えばですが、影響としてあるのではないかと思います。

さて本日、ここまでの議論では、ご提案をいただきました各ご意見を反映させた修正案については、8頁の財政効果のところでは節減効果を費用効果と、それから18頁の最低基準遵守のところは、本文に影響しない形で印で、改行して年2回以上という表記にするという点、それから、まだ結論を得ていませんが、24頁の「おわりに」のところの表記、先の2箇所が庁内検討委員会で再検討いただく点、そして24頁について今審議をしていただいているという段階でございます。

C委員： 民営化の執行に関する文章の中で、概ね「公正・妥当」の公正ってどういう意味を持つのでしょうか。

委員長： 公正というのは、不公平がないということですね、事業者の方々に言えば広く機会を提供され、適切に対応されているというニュアンスであるかと思います。

C委員： 課題の指摘があった訳なので、妥当と言ってもいいかもしれないが、公正というのはちょっと。

委員長： 庁内検討委員会で検討された、当初の原案はどうだったのでしょうか。手法に関する記述というのは、なかったでしょうか。

事務局： 第2回の時に別紙の資料で、委員会としての評価という部分を付けさせていただいていたと思うのですが、それをこの中に組み込むという形で修正をさせていただいた後に、この記述を入れたものです。

河井部長： 「おわりに」の中では、ただ今、ご説明したとおりですが、先生のご提案の中で、この第二章に示す3つの視点から行った評価の総括的な意味合いで、この三段落を入れるという流れできております。

その中で公正というのは、特に、選考委員会を開催して、公正に選考したと、そういう点を踏まえての表現をしたと理解しています。

それが、本文16頁の「移管先法人の公募」の節、<評価>の末尾2行、「したがいまして、移管先法人の選定については、適切かつ公正な選定に努めたものと考えています。」という記述を受ける形で、ここに表現していただいているというふうに理解しております。

委員長： それでは、16頁の表現に基づき、24頁の第4段落の「概ね、公正で



あった」としてはどうでしょうか。

C委員： 今更なのですが、選考については、かなり不満がでていたので、あえて公正というのを追加していただかない方がいいのかなと。

委員長： それでは、16頁の「公正」もいらないということですか。

C委員： そうですね、今更なのですが、手法にこだわったということなんです。

委員長： 非常に大切な部分です。評価基準の は、民営化の効果そのものの評価基準ですが、2番目・3番目の評価基準は、民営化のプロセスが妥当であったかどうかを評価する基準になっているので、その基準に当てはめた場合、プロセスがどう評価されるかというのを24頁の第4段落に結論として記載した方がいいのではないかという趣旨から、当初の案に対して、意見・提案をした訳です。

ここの評価が、ちょっと違うわけですね。

必ずしも問題がない訳ではないというのは、「一定、課題等の指摘があるものの」という表現で示されておりますけれども、最終的な評価の視点、民営化プロセスが、妥当かどうかという点についての表現をどうするかという問題です。

16頁は、移管先法人の選定そのものについて、適切・公正であったという評価を下している訳ですね。

24頁は、その点も含めて、全体の民営化の手法、つまり、基本方針に示されている民営化の方法全体が今回、妥当であったかどうかということについての判断を記述している部分です。

その結論部分ですので、非常に重要なポイントになろうかと思えます。

委員のご指摘に、最大限、沿うとなれば、概ね、妥当であったという表現ではいかがでしょうか。

「公正」をここでは、あえて使わない、16頁は、具体的な選定委員会による移管先法人の選定が、公正であったと言っても差し支えないでしょうか。

C委員： はい。

委員長： 24頁の第4段落、最後の部分、「また、」以下の文章で「...指摘があるものの、移管条件も履行されており、概ね、妥当であったと考えます。」と、「概ね、妥当」というのは、日常用語でもよく使いますので、あまり注目を集めない表現で、さらっと読まれてしまいますが、これであれば、公正という単語がいらぬような気もいたします。

庁内での検討の際には、この部分、この段落はそもそもなかったもので、あまり議論はなかったと思えますけれども、民営化の方法についての評

価の部分が含まれてなかった訳ですので、さらっと読んでしまったのですが、事務局はどうお考えでしょうか。

副市長： 確かに、選考委員会の中で、特定の委員の主観によって、気にいったから100点、気に入らないから0点という採点をされた結果が、法人選考の決定につながるということは問題であることなど、選考委員会の中でも、ご議論いただいたという経過がございます。

ただし、その委員会のあり方というのですか、手法というのは、公正で厳格なものであったと思います。

選考委員会のメンバーの構成等は、選考委員会での議論を踏まえ、一部、修正をいたしました。そういうことと言えば、つまり、運営の構成等々での課題はあったと認識しております。

ただし、市が、今回行った選考方法、また手法については、他市に比べても円滑な運営ができたと思っておりますので、委員のそういう問題へのご指摘があった上での修正だと思っておりますので、「公正」という文言にこだわるということではございません。

委員長： 第三者的な立場の選考委員の方からご覧になった場合は、「概ね、妥当であったと考えます。」という表現では、得るものがないという感じにはなりませんけれども。

B委員： 「課題等の指摘があるものの」は、「概ね、公正・妥当であったと考えます」につながると思うんですね。だから、その課題というのは、多分、色んな意見が書かれたという思いがあると思うのですが、その手法そのものは、公開されて公正だったと思うのです。

手法というのは、あくまでもやり方ですよ、それが公正であったという答えと、もうちょっと整理したら、ここが生きてくるのではないかなと思います。

A委員： 表現をどう修正するか、すぐには思いつかないので、そうするならば、私は、これで問題ないかなと思います。

委員長： 別の方法で、公正を入れるということですか。

A委員： いや、どちらでもいいです。公正が入ったとしても。

副市長： 市といたしましては、今回の民営化の手法そのものが、全体的に見て公正であるということは、記述していただきたいと思うのです。部分、部分での修正はいたしましたけれども、全体的な手法の中では、市としては、保護者や子どものことを考えて、大きな変化をきたさないようにという意味、また、選考の方法など、一定、課題等の指摘はあるものの、公正・厳格な審査の上、移管先法人が選考されたという意味とともに、移管を受けられた法人のお立場からも、公正が保たれたというのは、大

前提になりますので、できれば、この公正という言葉を入れていただきたい。

今後、議会や市民に公表していきますので、そういう意味合いも込めますと、C委員には、少しインパクトが強いと思われるかも知れませんが、お願いしたいと思います。

ただ、決して、これにこだわることはございません。妥当のみでも、今まで、行ってきた方法ですので、客観的に見て、妥当という評価でも結構でございます。A委員と同じように、公正にこだわるものではありません。

委員長： 4人のみの委員会ですので、あまり多数決で決めるような話ではないと思います。まだ多少時間もございますので、やはり、C委員は、「公正」の二文字はない方がよろしいですか。

C委員： 市の立場もよく分かりますし、真摯に受け止めて、途中での修正もしていただいていたので、公正な判断はしていただいていたとは思いますが。

法人の代表として出ていますので、意見としては、言わせていただきたいなと思います。

ちょっとした角度の違いでしょうけれども、課題をいっぱい私自身もみんなから受けていましたので、ここで「公正」を入れた時に、みなさんどう感じられるかと、少し思いましたので、それは、今後の確認ということでも結構です。

委員長： 各委員、誰が誰かは分かりませんが、要点を筆記した議事要旨は公表されますので、公正という言葉に疑義があったということは、公になります。それは、どういうお立場の委員かというのは、お名前が確定しませんので分かりませんが、確かに、公正という言葉に巡る疑義があったということは記録に残ります。

報告書の案文としては、「公正・妥当であった」ということで問題ないでしょうか。

各委員： はい。

委員長： それでは、この修正については、24頁の現状のままということ結論といたします。

最終的には、本日晒された案に対する修正は、8頁の節減効果を費用効果、それから18頁の「移管先法人からの意見」の中にあります、最低基準の括弧書きを印にして、改行して表記し、本文には入れない、という修正の2箇所だけということになります。

一応、この形が、これまで議論を進めた現在までの結論ということになります。庁内委員会の委員も含めまして、各委員、最終的にそれで

よろしいでしょうか。

24 頁については、「公正・妥当」について、議事要旨の中にそれぞれのお立場の発言は示されるという結論になっています。

では、本日の報告書(案)を巡る修正としては、以上の2点のみということで結論とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員： 結構でございます。

委員長： ありがとうございます。

それでは、この2点につきまして、庁内検討委員会の方で修正していただきまして、最終報告書として決定していただきたいと存じます。

外部委員会としては、3回に渡って、民営化事業についての評価をしていただいた訳でございます。

報告書(案)についても、合意を得ました。

したがいまして、この評価報告書は、外部検討委員会としても、適正かつ妥当だというふうに判断させていただきたいと思えます。

後は、庁内手続きでございますので、庁内検討委員会にお任せをいたしまして、所定の手続きの上、決定をしていただくということになります。

委員の皆さま方、よろしゅうございますでしょうか。

各委員： はい。

委員長： ありがとうございます。

それでは、以後の手続きについては、庁内委員会をお願いいたします。庁内検討委員会の委員長から、ごあいさつをいただきたいと思えます。

副市長： ありがとうございます。

改めまして、御礼を申し上げますとともに、委員長はじめ、各委員の皆さま、本当にお忙しい中、慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

民営化事業評価に関する報告書の検討にあたりましては、外部委員の皆さま方から、長年培ってこられた保育現場からのご意見、また、移管された法人のご意見を踏まえた貴重なご意見を聴かせていただきました。さらに、今回の民営化事業の当初から参画いただきまして、色んなお知恵をこれまで拝聴いたしました。

また、これまでの民営化事業も踏まえて、今回の委員会でもお知恵をいただいた次第でございます。

本当にありがとうございました。

今後、委員長の方からもありましたように、内部の方で最終決定をさせていただきます。また、議会、また市民に、今回の評価報告書を公開して

まいりたいと思います。

今後の公立保育所の運営についてでございますが、今現在、10 か所公立保育所でございます。

この運営方法について、どれが一番、茨木市の子どもたちにとっていいのか、また市としての効率性を図れるのか、その辺のことは、引き続き、市として、内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

それで、ある程度、素案等がまとまりましたら、先生方でもう一度、今後、茨木市の保育行政はどうするべきかというような大所高所から、また、ご意見をいただければありがたいというふうに考えております。

今後とも、よろしくお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。本当に今回はありがとうございました。

委員長： ありがとうございます。本日の審議案件は以上でございます。会議を終了するに先立ちまして、事務局から何か連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局： 貴重なご意見を専門的な立場から、また、慎重審議を賜りまして、誠にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

今後の予定につきましては、ただ今、津田副市長からもお願いをさせていただきまして、この報告書の結果を踏まえまして、市といたしまして、民営化の継続実施を検討することになりましたら、また、お力添えを賜りますように、よろしくお願いいたします。

その際には、委員の皆さまには日程の調整などをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長： ただ今、お聞きのように、外部検討委員会は、報告書の審議を行って終了ではなく、また続くということでございます。

仮に民営化事業の拡大が、市の内部によって、さらに検討されるということになれば、この外部検討委員会も、引き続きご意見を申し上げる機会があるということだそうですので、委員各位におかれましては、今後とも、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定されておりました案件につきましては、全て終了いたしました。これもちまして、当委員会を終了させていただきます。長時間にわたって、ご協力いただき、ありがとうございました。